

京都大学	博士（文学）	氏名	葉 勝
論文題目	清朝駐防八旗の研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は序論、本論四章、結論から成る。</p> <p>序論では、清朝の軍事力の根幹をなした八旗制度のうち、各地に置かれた駐防八旗に関する先行研究を概観する。日本の八旗研究は戦前の満蒙史研究とのかかわりが深く、漢文文献だけでなく、満洲語・モンゴル語史料も用いて行われたが、もっぱら清初の建国期に集中し、中国支配確立期以降の駐防八旗の研究は手薄である。中国の学界では、清末の国粹主義の風潮の中で成立した満人支配の暴力的装置としての駐防八旗というイメージが戦後も持たれ続けたが、1980年代以降の漢民族主義から中華民族主義への転換の中で、定宜荘『清代八旗駐防研究』（2003）に代表される、それまでの八旗観を引きずりながらも八旗と漢族の民人が一定程度融合したことを強調する見方が主流となる。いずれにせよ、こうした民族主義的史観は政治的主張に歴史的根拠を提供するものであって、21世紀初頭に注目を集めるようになったアメリカの「新清史」研究がこれに疑義を突きつけると、それに対して中国の学界ではおおむね否定的な態度を取る。論者はこうした中国の研究に偏向を認め、また中国ではこれまで使われることが少なかった満洲語文献をも多用した実証的研究を行うと宣言する。</p> <p>第一章「清朝前期における江南の旗・民関係―江寧八旗をめぐって」では、現在の南京に置かれた江寧八旗（兵丁数は駐防八旗最多で、乾隆期には5700人）が清朝前期の江南支配に果たした歴史的役割を検討する。はじめに、上掲の定宜荘の研究モデル（「衝突から融合へ」）が近年の研究にも受け継がれていること、清朝前期においては「衝突」が相変わらず強調されて八旗が地方秩序を安定させた側面を見落としていることを批判し、満洲語史料を使って江寧八旗の再検討を行うとする。第一節「慧居寺と満漢合璧碑の翻訳」では、江寧郊外にあった律宗の名刹慧居寺（現在は鎮江市の隆昌寺）に康熙五十五年（1716）に当時の江寧将軍らの命を受けて建てられた満文・漢文併記の「宝華山奉将軍都統鄂吳申大老爺永禁找贖雜差碑」の内容を紹介する。漢文部分は寺志に採録されているが、満文部分は損傷が激しいために、漢文部分と対照しながらの復元となる。同碑は、当時鎮守江寧将軍であった鄂克遜ら八旗の統領が同寺の雑差免除を保証するとともに、寺が土地を購入した際に僧侶と俗人あるいは地元の有力者と旗人が結託して代価を引き上げたり、強制的に買い戻したりすることを禁じるものである。第二節「順治年間の状況」では、碑文に示される寺院保護は順治三年（1646）に江寧八旗の統帥巴山らが発布した告示を指すとして、話をさかのぼらせる。同年に巴山らに下された満文勅旨（『内国史院檔』に収録。対応する漢文は現存しない）は八旗に江寧の地方社会の安寧を乱すことを禁じたが、その効果がどれほどのものであったかを、江南総督洪</p>			

承疇の上奏と寺の第二代律師見月の自伝『一夢漫言』の記述から確認する。前者では、明の宗室を擁立した勢力が寺院一帯の地域を脅かし、同年八月に操江総督の陳錦や巴山が当寺に駆けつけたこと、郷民が賊をとらえたことを略述するにとどまる。一方、後者は一連の経過を詳細に記す。巴山が郷民を反逆者として逮捕したことから土賊が蹶起して五月に山門に押し入ったものの律師の説得で引きあげた後、六月に再来して寺の諸施設を占拠し、「清兵来たる」と聞くと引き上げた。八月に清兵が寺に入ったが、律師は土賊との関係について弁明し、寺の保護を勝ち取った。両者の記述の違いとして、①後者は意識的に土賊の反清的色彩を薄める一方で、清兵が動乱の原因だという印象を抱かせる、②前者は土賊と郷民を弁別し、郷民が清軍に協力したとするが、後者ではその境が曖昧である、③後者は寺の土賊への接触が受動的であったことを強調する、の三点を挙げる。そして、実際には寺が土賊と無関係だったとは考えられないが、土賊との通謀が疑われた僧侶を巴山が解放して寺の保護を命じたことに、地方の秩序回復への強い志向を見てとる。第三節「康熙時代の状況」では、旗・民の衝突を避けようとする志向を康熙年間においても確認する。前掲碑の二週間前に建てられた「宝華山奉総督部院鄂赫大老爺永禁找贖雜差碑」（漢字碑文）には、三代律師以来寺の所有地が増えていったことが言及されている。康熙十六年(1677)に寺の土地があった龍潭地方で八旗兵丁による放馬を禁じる告示が出されているが、合璧碑には放牧への言及がないことから、この問題が解決されていたとする。また、両碑には翌十七年の雑差の免除が言及されているが、それ以後新たに獲得された土地に対する保護が必要となったことから両碑の建立にいたった。当時の律師関縁が康熙五十二年(1713)到北京に上り、皇帝の褒賞を得ていたことも立碑の背景にある。第四節「清朝前期の江寧駐防八旗と在地社会」では、碑文に述べる「棍徒」の旗人詐称や旗人への投充による弊害を旗・民の衝突の論拠とする先行研究の見方を退けて、駐防八旗全体と一部の不法者は明確に区別すべきであること、投充者の自発性を見ればこれを衝突と評することはできず、その規模も小さいことを指摘する。最後に、これまで旗・民対立の証拠とされた史料の大部分は少数の不法旗人の悪事を述べたにすぎず、むしろ悪事の主役として社会問題化したのは地方のアウトローであると述べて、八旗が地方秩序の維持に果たした役割を強調する。

第二章「清朝中期の八旗捕虜」では、新疆を版図に収めた対ジュンガル戦争(1688-1759)が現在の中国の領土を完成したものとして肯定的に評価されているなかで、雍正九年(1731)にアルタイ山脈北麓のホトンノールで清朝軍が一敗地に塗れた結果捕虜となった旗人たちの命運を、2012年に影印出版された『清代新疆滿文檔案彙編』などを用いて描き出す。第一節「乾隆20年以前の捕虜とその対応」では、捕虜に対する清朝の対応を乾隆二十年(1755)で時期区分し、前期をさらに雍正十三年(1735)で二分する。帰還した捕虜について政府が注目したのは、戦闘における負傷の軽重が示す忠誠の度合いであった。ホトンノールの戦いで捕虜となった者が逃げ帰ると、所属していた部隊に帰されるか、路銀を与えられて出身地に送り返されるかで、罰せられることはなかつ

た。乾隆元年(1736)から十九年(1754)の間は寛大な処置という点では変わらず、捕虜となっている間に結婚した者や、20年以上経ってようやく逃げ帰った者でも食糧・衣服等が与えられて北京に送られている。北京に送られたのは、すでに和平が成立していたからである。その後の彼らへの措置については記述がないが、『清実録』には京城に送られた者に元の官位相当の官位や職が与えられていることから、同様に扱われたであろうとする。また、同時期の外藩モンゴルの捕虜は原籍に送還されている。一方、投降したジュンガル貴族が連れ帰った八旗の捕虜が解放されなかったことから、自発的に帰国しえた者の忠誠心が評価されたとする。第二節「乾隆20年以後のホトンノール捕虜」では、同年に戦争が再開され、清軍の占領が進むと、帰投しあるいは接收された者が増加し、帰投者に対する措置も厳しいものになったことを述べる。帰投した八旗・緑營はバルクル(巴里坤)に送られることになったが、清に投降していたジュンガルの首領アムルサナが同年八月にイリで反乱を起こしたために措置が変更され、満洲・モンゴルの八旗は安西提督のもとで緑營に補充された。一部のモンゴル語・回子語(チュルク語)に通じた者は占領軍の道案内兼通訳となり、任務を一定期間勤め上げると元の職位に戻ることができた。また、通訳の能力を持たない者でも捕虜となっていた間辮髪を保ち続けたために北京に帰ることを認められた例がある。最後に、こうした捕虜の処遇について、公式のナラティブでは語られることがなかったとする。

第三章「清朝中後期駐防八旗人物に関する叙述・研究モデルの検討—西安駐防八旗將軍布彦図考」では、盛京出身のシベ人で道光年間に西安將軍に任じられた布彦図を取り上げ、彼が様々な側面から注目すべき存在であるにもかかわらず研究が進んでいないのは、1980年代以降の「中華民族のアイデンティティ」を強調する愛国主義的風潮の影響のためだとする。第一節「『瀋陽県志』の布彦図伝記」では、地方志に載る彼の伝記の全文を紹介し、郷賢の顕彰のために脚色が施されていることを指摘する。第二節「布彦図伝稿、生年、交際」では、台北の国立故宮博物院に所蔵される伝記稿本の全文を紹介し、彼と交流があった林則徐の記述から、布彦図の誕生を乾隆三十九年(1774)二月上旬まで絞り込む。第三節「官途」では、第一節で紹介した県志の記事にはいくつもの事実誤認があることを指摘したうえで、布彦図の履歴を辿りなおす。第四節「官途の危機」では、彼の身にふりかかった二度の災難について述べる。道光十六年(1836)に皇帝が引見した彼の配下が射撃的を外したことで不興を招き、降格のうえ転勤になりかけたが、結局留任となった。ついで、同十九年(1839)に配下の靈住が將軍や右翼副都統に誕生日祝いの賄賂が贈られたと告発し、贈り物を受け取っていない左翼副都統の布彦図も巻き込まれる形で品級を剥奪されたが、やはり留任した。しかし、『道咸宦海見聞録』によれば、彼は別の形で正規の俸給を越える額の賄賂を受け取っていた。第五節「退官、子孫」では、彼が七十四歳で退官したのは、県志が言うように志願してではなく、皇帝の命によるものだったのに在職時の俸給全額が与えられたのは、破格の待遇であるとする。また、彼の三人の息子の履歴を満文檔案などによって明らかにしている。最後に、

現代の著作における記述がすべてこの誤った県志の記述を無批判に受け継いでいることをあらためて確認し、布彦図が新疆の反乱平定に参加した愛国者であることを強調するこれらの地方・民族誌のナラティブから脱け出す必要性を説く。

第四章「清朝後期の駐防八旗の戦力—杭州八旗をめぐる」では、19世紀における駐防八旗の戦力について、従来の八旗衰退論と、外敵の侵略に抵抗して漢族の軍隊と団結して戦った、という両様の評価のいずれもが実証を欠くと指摘し、モデルケースとして太平天国の乱に際会した杭州八旗の戦闘の実際を検討する。この戦いについては潘洪鋼の研究（2013）があるが、戦闘の経緯の記述を『杭州八旗駐防營志略』にほぼ依拠しているだけでなく、同書の八旗の編制の記述が乱より半世紀以上前で止まっているという問題がある。また、杭州で暮らした旗人の三世代のライフ・ヒストリーを描いたパメラ・クロスリー(1991)も戦いには簡単に言及するにとどまる。第一節「戦争中の杭州八旗」では、咸豊十年（1860）の太平天国軍の杭州攻撃に始まり、翌年に杭州が再包囲され、八旗が全滅した過程と当時の八旗の編制を、漢文檔案や中国国家図書館所蔵の稿本『杭防營志』によって復元する。八旗は緑營・郷勇と異なって兵額と実数が一致し、「空額」の弊害を免れていたこと、火器の具備率は同時期の湘軍より高く、鳥銃の性能も上だったこと、八旗が漢城の防衛にまで手が回らず満城の防衛に専念せざるを得なかったことを指摘し、彼らの土着化が戦闘意欲を高めたとする。さらに、乱後の残兵の召集、軍隊の再建を詳しくあとづける。清朝政府は困難な状況の中で施設の再建や他の八旗からの兵丁補充などの措置により、乱前の編制を回復させ、義和団事変の際にも杭州の治安は守られた。第二節「戦争の余韻」では、一連の軍事行動をつぶさに観察していた地方官が、戦死した八旗の将領と緑營の司令官について、前者を後者より高く評価していたことを指摘する。そして、杭州奪還後に朝廷がすぐに遺族の搜索を開始し、長い時間をかけて戦死者への賞恤、遺族の世職承襲を行い、それが一兵卒にまで及んだことを、ハーバード燕京図書館所蔵の満文檔案冊に含まれる史料を分析することにより明らかにする。清末になると、駐防八旗廃止の議論が起り、杭州將軍瑞興らは八旗の実績を主張することで存続を訴えた。その直接的影響は不明だが、結果的には東北の三つの駐防八旗が廃止されるにとどまった。これは、清朝滅亡の時点まで八旗の維持に意が用いられていたことを示している。

結論では、本論文を「旗・民関係」と「清朝後期の駐防八旗の戦力」という二つの大きな課題を再検討するだけでなく、捕虜への寛大な措置、戦死者への賞恤という、漢文の公式史書の記述には見られない新しい論点を掘り起こしたものと位置づけたうえで、最後にふたたび民族主義的な研究モデルを批判する。先行研究が政治的な需要に合わせて史料を恣意的に選択し、近代的観念の投影による歴史像のゆがみをもたらしていることを批判し、従来の公式的な歴史記述では表出しなかった事実を満・漢文の檔案によって客観的な立場から復元しようとする本論文が中国の学界に一石を投じることを期待するとして筆を擱く。

(論文審査の結果の要旨)

のちに興亜会を創立することになる曾根俊虎は明治七年(1874)に杭州を旅行した際に、西湖の畔で出会った老人から十余年前の太平天国軍による杭州攻略戦について次のような言を聞いたとしている。「漢軍ノ防禦スル者風声鶴唳ニモ驚キ一敗地ニ塗レシガ満兵茲ニ来リテ死戦シ砲声ハ天ニ轟キ弓箭ハ雨ヨリモ繁カリシガ弾尽キ鏃尽キ鼓声衰ヘ号令止ミ両軍退縮シテ折レタル刀ハ地ニ委ス屍ハ累々トシテ山麓ニ横ハリ血ハ淋漓トシテ湖水ヲ染ム」(「別録江蘇浙江二省紀行」)。しかし、この時ほぼ全滅した杭州八旗は曾根の来訪時には再建の途上にあり、20世紀初頭の八旗廃止論にもかかわらず、王朝末年まで存続した。「八旗は清朝後期には有効な軍事力として機能しなかった」というのが通説だが、清朝の末年にいたるまで重要な位置を占め続けたのである。したがって、清朝の中国支配の特質を探るうえで八旗の評価は避けて通れない重要課題であり、21世紀に入っても陸続と研究が行われ、満洲語史料の利用によって今後さらに研究の活性化が期待される。本論文は、八旗のうち帝国各地に駐在して清朝の支配を支えた駐防八旗について、これまで用いられなかった史料を駆使することで、従来の八旗像に見直しを迫ろうとする意欲作である。

本論文の成果と特徴は、次の三点にまとめられる。

一、満洲語史料の可能性を示した点。第一章では著者自身が実地調査して採録した満漢語併記の碑文を、第二章では2012年に影印出版された『清代新疆満文檔案彙編』を、第三章では台北の国立故宫博物院に収蔵されている奏摺を、第四章ではハーバード燕京図書館所蔵の『鎮守杭州等処將軍満文檔案冊』をそれぞれ利用して論旨を組み立てている。従来の駐防八旗研究は主に漢文の編纂史料に基づいて行われ、近年になって満洲語史料も使われるようになってきているが、十分とはいえない。その点で、本論文には先駆性が認められる。また、日本では八旗研究における満洲語史料の使用自体は古くから行われているが、承志『ダイチン・グルンとその時代—帝国の形成と八旗社会』(2009)などを除けば、入関以前に集中する傾向にある。本論文は第一章で清朝前期、第二・三章で中後期、第四章で末期と、各時期における満洲語史料活用の可能性を日本の学界に示してくれている。

二、満洲語史料を活用し、従来光が当たっていなかったテーマを論じている点。第二章では清朝中期のジュンガルとの戦争で捕虜となった八旗の帰還者を、第四章では杭州の満城を枕に討ち死にした兵たちの遺族への清朝政府の待遇の問題を取り上げている。漢文の『清実録』には対ジュンガル戦争の戦死者への撫恤が記されるものの、第二章が取り上げる生還者への対応は殆ど記述されていない。また、戦死者撫恤の制度は『皇朝通典』に記載されてはいるが、第四章はそれが十全に運用されていたことを示した。これまでの研究は、王朝による八旗の維持政策について、言語・騎射などの国俗の維持つまりエスニシティに焦点を当ててきたが、本論文はそれ以外にも目を

向けるべきテーマがあることを示している。

三、杭州八旗の再建を具体的に叙述した点。清朝晩期の杭州八旗については、アメリカのパメラ・クロスリーが、八旗三世代（三代目は『清史稿』の刊行に関与した歴史家金梁）のライフ・ヒストリーを叙述した *Orphan Warriors* を1991年に刊行し、2016年にはその漢訳が出て中国でも反響を呼んでいる。ただ、同書が王朝の晩年における旗人のアイデンティティを主題にしたものであるのに対し、第四章は組織としての八旗再建を論じている。政府の施策は、残兵の召集と収容施設の再建にとどまらない。兵丁の補充も行われており、他の駐防八旗を巻き込んだものであった。漢文檔案の利用によってその過程が具体的に詳述されたことに価値があり、また当時の各駐防八旗の布置について考えるうえでのヒントにもなる。

このように新たな研究の可能性を様々に示している一方で、いくつかの問題点も抱えている。一、目的論的叙述。論者は、現在の清朝史・八旗研究が1980年代以来の中華民族主義の高唱に合わせた「最初に結論ありき」の叙述に陥っていると各所で強調している。2002年に国家的プロジェクトとして清史編纂が開始されたことに見られるように歴史研究が政治性を帯びていることは確かだが、その偏向をただすのに躍起になるあまり、自らも目的論的叙述に陥っている。第一章で取り上げる特定の寺院保護について記す碑文の内容からは、旗・民の一般的な対立を政府が解消することに成功したという結論は導きえないし、第三章で槍玉にあげる『瀋陽県志』やそれに基づいた郷土史のローカルな記述が論者のいう「中国社会における民族主義の原動力」になるとは思えない。二、先行研究への向き合い方。先行研究の問題点を指摘するのに急で、これまで蓄積されてきた成果にどう向き合っているのか、鮮明でないところがある。中国でアメリカの「新清史」研究の驍将と目されているマーク・エリオットの *The Manchu Way* (2001) や前掲の承志の著書に対する言及が殆どない。論点が直接重ならず、研究の立場を同じくするからなのだろうが、こうした構えの大きな研究に対して緘黙しているのは理解に苦しむ。三、史料の紹介・翻訳方法。満洲語史料の選択・転写・翻訳に問題がある。たとえば、第二章で紹介される帰還兵の供述記録は件数も分量も多いが、その史料の全容について概観しないまま数点のサンプルを挙げて分析に入り、翻訳も適宜省略しているため、読者は史料の全貌をつかむことができないし、転写・翻訳にケアレス・ミスが多い。

満洲語史料を使った論文を専門に扱う雑誌『満学歴史語言研究集刊』が2020年に創刊され、国際的にも注目されている分野で、論者はすでに活躍し始め、将来を嘱望されている。如上の問題をクリアして、学界の期待に応える研究者に成長してほしい。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2024年2月16日、調査委員4名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。